

電波遮へい対策事業の概要

【別紙】

鉄道トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる場所や医療施設等の公共施設内でも携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

施策の概要

鉄道トンネル等の電波が遮へいされる場所や医療施設等の公共施設内において、一般社団法人等が移動通信用中継施設を整備する場合、国が当該施設の整備に対して補助金を交付する。

ア 事業主体：一般社団法人等

イ 対象地域：鉄道トンネル、道路トンネル、医療施設

ウ 補助対象：移動通信用中継施設(鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等)

エ 負担割合：

イメージ図

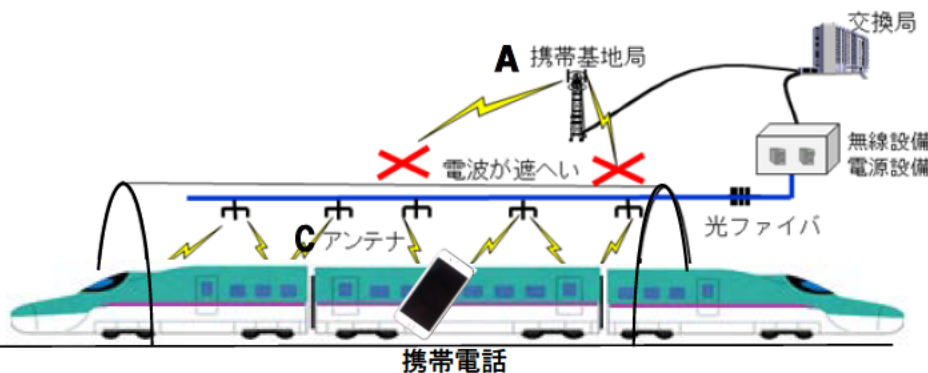
【鉄道トンネル※1】

国 1/3	鉄道事業者 1/6	一般社団法人等 1/2
----------	--------------	----------------

※1 直近10年間継続して営業損失が発生している鉄道事業者が営業主体となる
新幹線路線における対策の場合は国5/12、一般社団法人等7/12。

イメージ図(鉄道トンネルの場合)

【光基地局方式】

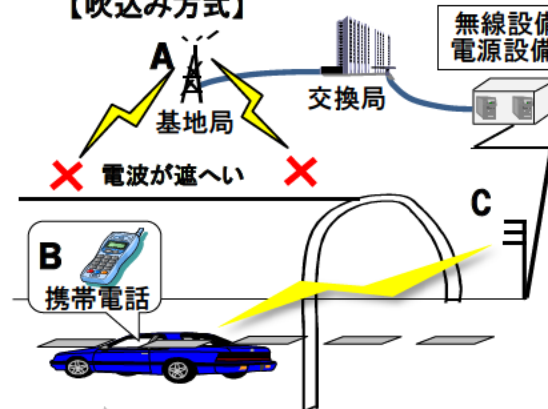


【道路トンネル】

国 1/2	一般社団法人等 1/2
----------	----------------

イメージ図(道路トンネルの場合)

【吹込み方式】

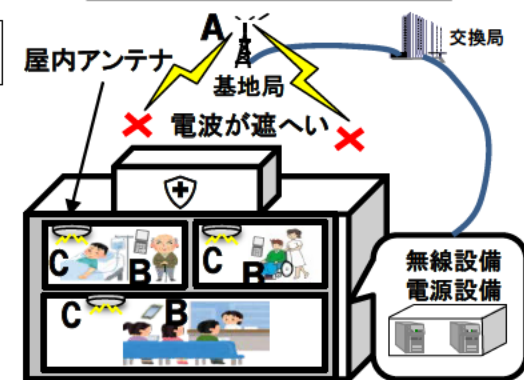


【医療施設※2】

国 1/3	医療機関 1/6	一般社団法人等 1/2
----------	-------------	----------------

※2 原則、医療機関の負担は1/6であるが、医療機関の経営状況等によってはこの限りではない。

イメージ図(医療施設の場合)



注:無線局Aと無線局Bとの間の電波が遮へいされるため、無線局Cを設置することによりトンネル内での通信を可能とする。

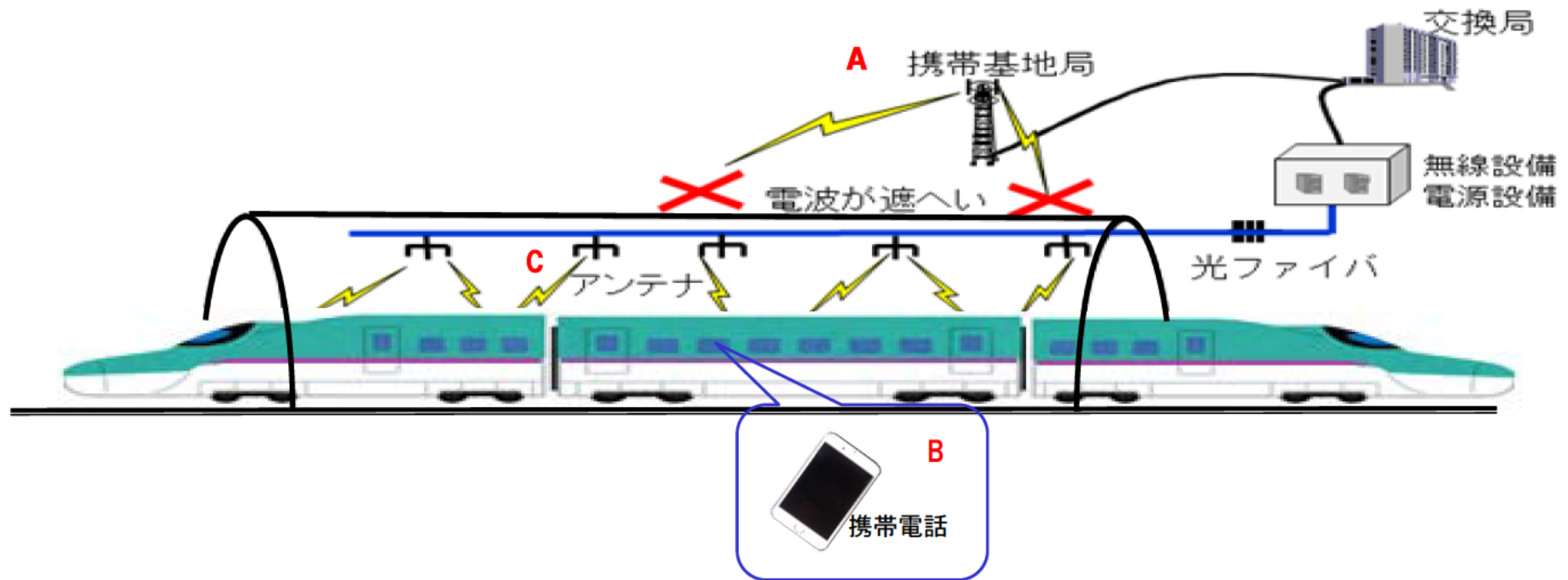
青函トンネルにおける電波遮へい対策事業

- 1 **事業主体**：公益社団法人移動通信基盤整備協会
- 2 **対象地域**：青函トンネル
- 3 **補助対象**：移動通信用中継施設（鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等）
- 4 **負担割合**：総事業費について、国が5/12、公益社団法人移動通信基盤整備協会が7/12を負担

※本件は、「鉄道トンネルを対象とする場合であって、交付申請の直近10カ年度の単体決算において継続して営業損失が発生している鉄道事業者が主体となる新幹線路線における対策を実施する場合」に限り、こうした鉄道事業者の負担を求めない新たな制度を全国で初めて活用した事案です。

国 5/12

公益社団法人 移動通信基盤整備協会 7/12



注：無線局A(携帯基地局)と無線局B(携帯電話)との間の電波がトンネルにより遮へいされることから、このままでは携帯電話が使用できません。このため、無線局C(アンテナ)をトンネル内に設置することにより、トンネルを通過する新幹線の中でも携帯電話が使用できるようになります。